

東京地方最低賃金審議会 運営規程

(規程の目的)

第1条 東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、東京労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により東京労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、東京労働局長に通知するものとする。

(委員会等)

第3条 会長は審議会の議決により、特定の事案について審議を行うため、委員を指名して、運営委員会、検討委員会等を設けることができる。

- 2 前項の規定により設けられた委員会等は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会長の職務)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 前二項の規定は、第3条の委員会等及び最低賃金法第25条に規定する専門部会について準用する。この場合、「会長」は「委員長若しくは専門部会長」に読み替えるものとする。

(議事録の公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 4 前二項の規定は、第3条の委員会等及び最低賃金法第25条に規定する専門部会について準用する。この場合、「会長」は「委員長若しくは専門部会長」に読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度、東京労働局長に送付するものとする。

(委員会等の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、第3条の委員会等及び最低賃金法第25条に規定する専門部会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年5月21日から施行する。

附 則 平成14年5月21日、一部改正。

附 則 平成20年6月20日、一部改正。